

附属機関等の設置・開催等に関する協議書

1 基礎情報

名 称	
所 管 課	局 部 課
設 置 等 予 定 日	年 月 日
設置等の目的及び審議する内容	
定 員	名
委 員 数	名（男性 名、女性 名）
20 名を超える理由	
市職員就任の有無（附属機関の場合のみ）	有（ 名） ・ 無 有の場合その理由：
任 期	年
2 年を超える理由	
任期中の会議の回数	年間 回、任期中 回
報 酬 等 の 額	円
10,000 円を超える理由 （附属機関の場合のみ）	

2 市民参加等取組状況

会 議 の 公 開	☐ 公開する ☐ 公開しない ☐ 一部非公開とする
非 公 開 理 由	☐ 個人のプライバシーに関する情報 ☐ 法人等の事業活動に関する情報 ☐ 任意提供情報 ☐ 公共の安全、秩序の維持情報 ☐ 審議、検討、協議情報 ☐ 事務又は事業遂行情報 ☐ 法令秘等情報
開催情報の公表	☐ 公表する ☐ 公表しない ※京都市市民参加推進条例第7条には、「会議が非公開であっても、「開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。」と規定されています。
非 公 表 理 由	
公 表 方 法	※非公表の会議でなければ、京都市情報館（審議会等一覧、審議会等開催案内、審議会等開催結果）への掲載は必ず行ってください。 （その他の方法） ☐ 広報発表 ☐ 市民しんぶん掲載 ☐ チラシ配布 （配布先） ☐ 市役所 ☐ 区役所・支所 ☐ 市立図書館 ☐ その他本市施設 （具体的に) ☐ 駅 ☐ 大学等の学校 ☐ 本市以外の施設等 （具体的に) ☐ その他の手法で周知する （具体的に)
委 員 の 公 募	☐ 公募する （ 人 ） ☐ 公募しない
公募しない理由	

第2号様式(第8条関係)

【参考】様式2(京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針 第8条関係)
様式3(附属機関等への女性の登用推進のための特別活動要綱 第5条)

附属機関等委員(予定者)名簿

協 議 区 分		☐ 新規 ☐ 一部改選 ☐ 全体改選		提出日		平成 年 月 日						
附属機関等	附属機関等の名称				所管課		局 部 課 (担当 TEL)					
	設置根拠法令等											
	会議の公開	公開(予定)状況	☐ 公開 ☐ 一部非公開 ☐ 非公開									
非公開理由												
委員内訳等	区 分		関係団体又は機関	学識経験者等	市民公募委員	市民(公募除く)	本市職員	市会議員	合計	女性登用率		
	現在(括弧内は女性委員数)		人(うち 人)	人(うち 人)	人(うち 人)	人(うち 人)	人(うち 人)	人(うち 人)	人(うち 人)	%		
	選 任 後		人(うち 人)	人(うち 人)	人(うち 人)	人(うち 人)	人(うち 人)	人(うち 人)	人(うち 人)	%		
女性委員の割当	割 当 人 数		人									
	割当基準を下回る理由											
	割当基準の達成に向けた取組及び達成時期											
公募委員	公募委員選任(予定)状況		☐ 選任あり ☐ 選任なし									
	選任しない理由											
就任制限	3 附属機関等6年の就任制限を超えるが、なお在任を継続する委員がいる場合は、その解消方法と達成時期											
その他参考となるべき事項												
No.	氏名	ふりがな	委嘱等起算日	通算任期	委嘱等期間	性別	青少年	区分	職業(役職)	前委員	報酬額	備考
1				年 箇月	～		☐					
2				年 箇月	～		☐					
3				年 箇月	～		☐					
4				年 箇月	～		☐					
5				年 箇月	～		☐					
6				年 箇月	～		☐					
7				年 箇月	～		☐					
8				年 箇月	～		☐					
9				年 箇月	～		☐					
10				年 箇月	～		☐					
<協議結果> ※総合政策室、男女共同参画推進課使用欄												

注 1 委員数に応じて欄を増やして作成してください。
2 委嘱等起算日欄は、通算任期の起算点となる最初の委嘱等の日を「H26.4.1」のように記載してください。
3 通算任期は作成日時点の満年月数です。
4 委嘱期間等欄には、現委嘱期間の開始日(予定日含む)と終了日を「H28.4.1～H30.3.31」のように記載してください。
5 30歳以下の委員には、青少年欄にチェックを入れてください。
6 区分欄は、次の例のとおり、該当するものを記載してください。
団体＝関係団体又は機関、公募＝市民公募委員、職員＝本市職員、議員＝市会議員、学識＝学識経験者等、その他＝その他の有識者等
7 委員について、附属機関等6年の就任制限を超えているが、なお在任を継続する場合は、別途その理由と解消の方針を詳しく記載した理由書を提出してください。
8 附属機関等の設置根拠を定めた法律、条例、規則、要綱等の写しを添付してください。